概要版

第２期 太子町地域福祉計画
太子町地域福祉活動計画

平成２８年度～平成３２年度

平 成 ２ ８ 年 ３ 月

太　　子　　町

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

1 どうしてこの計画を策定したの？ ～計画策定の背景と趣旨～

太子町では、社会福祉法に基づき、平成 20 年 3 月に「"みんながつながる連携のまちー太子ー" すべての住民がいきいきと暮らせるまち」を基本理念とする『太子町地域福祉計画』を策定し、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

第 1 期計画の策定以降も、社会経済環境が大きく変化するなかで、自殺者の増加、配偶者暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、貧困の連鎖などが継続した課題となっています。

また、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人も増加しています。

そこで、より複雑化・多様化していく地域の困りごとに対応するため、本町の地域福祉の更なる推進を図り、だれもが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するため、「第 2 期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」を策定しました。

2 地域福祉とは？

すべての住民が安心して、生活が送れるよう、住民（自助）、ボランティア、地域の各種団体、社会福祉協議会（共助）、行政（公助）がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力をあわせ、助け合い、支え合い、課題解決に取り組むこと、それが地域福祉です。

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、第 5 次総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）の政策体系を踏まえ、身近な地域で地域福祉を推進することで総合計画の目標を実現する計画であり、第 5 次総合計画と整合性を図りながら策定しました。そのほか、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

また、地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示す地域福祉計画と、地域福祉推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として策定します。

4 基本理念と基本目標

基本理念

みんなが支え合いつながるまちーたいしー
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち

（１）支援が必要な人を支える地域づくり

地域福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になります。そのために、あいさつや声かけからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めます。

また、町会・自治会、地区福祉委員や民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな活動組織・団体による助け合い・支え合いなどの地域活動を推進します。

（２）安心して健康に暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

住民一人ひとりが自分の年代に合わせた健康課題を認識し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

（３）地域活動を支える担い手づくり

住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、地域での支え合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域を目指します。

（４）適切な支援につなげる体制づくり

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握するため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、身近で気軽に相談できる体制を整備します。

支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるため、身近なところで気軽に相談から関係機関につなげるネットワークづくりを進めます。

5 施策の展開

Ⅰ　支援が必要な人を支える地域づくり

（１）支え合いの仕組みづくり

啓発活動や交流活動を通じ、地域における助け合い、支え合いの意識づくりを推進します。また、障がいや介護の有無、国籍や文化の違いなどに対する理解を深めるとともに、一人ひとりの人権を尊重し、地域福祉の意識を高めていきます。

（２）地域におけるセーフティネットの構築

すべての人が安心して暮らしていくために、生活困窮者への援助やホームレスなど、生活に困窮している人の生活の安定と自立支援に向けた相談及び援助の充実を図ります。

（３）すべての人が安心して出かけられる環境づくり

誰もが安心して安全に外出できるよう、道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関などのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、誰もが気軽に利用できる移動手段の確保に努めます。

（４）人権と権利擁護を推進し、虐待を防ぐ仕組みづくり

高齢者、子ども、障がい者に対するあらゆる権利侵害、虐待、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう、人権意識の浸透に努めます。また、権利擁護についての周知を図り、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用促進に努めます。

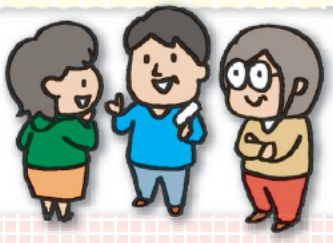

Ⅱ　安心して健康に暮らせる地域づくり

（１）地域で住み続けるための仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人とひと、地域間のつながりを深めるため、地域団体、学校、企業などと連携し、あいさつやさまざまなふれあいを通して、互いに信頼し、協力しあう良好な地域社会の構築を図ります。

（２）安心して暮らせる仕組みづくり

多様な住民の視点により、町のバリアフリー、ユニバーサルデザインの現状と課題を点検し、地域、団体、行政とが協力しながら、基本方針に基づき、計画的にバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

（３）健康に暮らせる地域づくり

住民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送れるように、個人や家族・地域関係機関・団体などと連携し、町全体で健康づくり運動を支援することで、みんなが支え合い、健康でいきいきと暮らす笑顔いっぱいの健康なまちづくりを推進します。

（４）地域で子どもが健やかに育つ仕組みづくり

日常生活における家庭での教育では親の役割は非常に重要であるため、地域全体で、子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

（５）防犯･防災の推進

要支援者の把握をするとともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織の充実・強化を図ります。

Ⅲ　地域活動を支える担い手づくり

（１）ボランティアの育成･充実

地域福祉の担い手の裾野を広げるため、定年後の世代や主婦など、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材の地域活動や福祉活動への参加を促進します。

（２）ＮＰＯ･ボランティア団体活動の支援

ボランティア活動への参加を促進するため、必要性と意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動などの情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供に努めます。

（３）ボランティア等の活動基盤の充実

現在、自主的な地域福祉活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対しても、活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい活動の拠点となる場の確保などの環境づくりに努めます。

Ⅳ　適切な支援につなげる体制づくり

（１）地域の相談体制の充実

身近な地域で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や地域の事業所、ＮＰＯなどと連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。

（２）地域施設の有効活用と交流

地域活動の場として、町会・自治会館の有効活用や福祉サービス事業者の施設の開放、地域の活性化にもつながる空き店舗等の再利用などに努めます。

（３）情報提供体制の充実

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報や各種イベントなどの情報を、時代やニーズに適応した情報提供ツールを活用し、情報を必要とする人に、正確に、わかりやすく提供できるよう努めます。

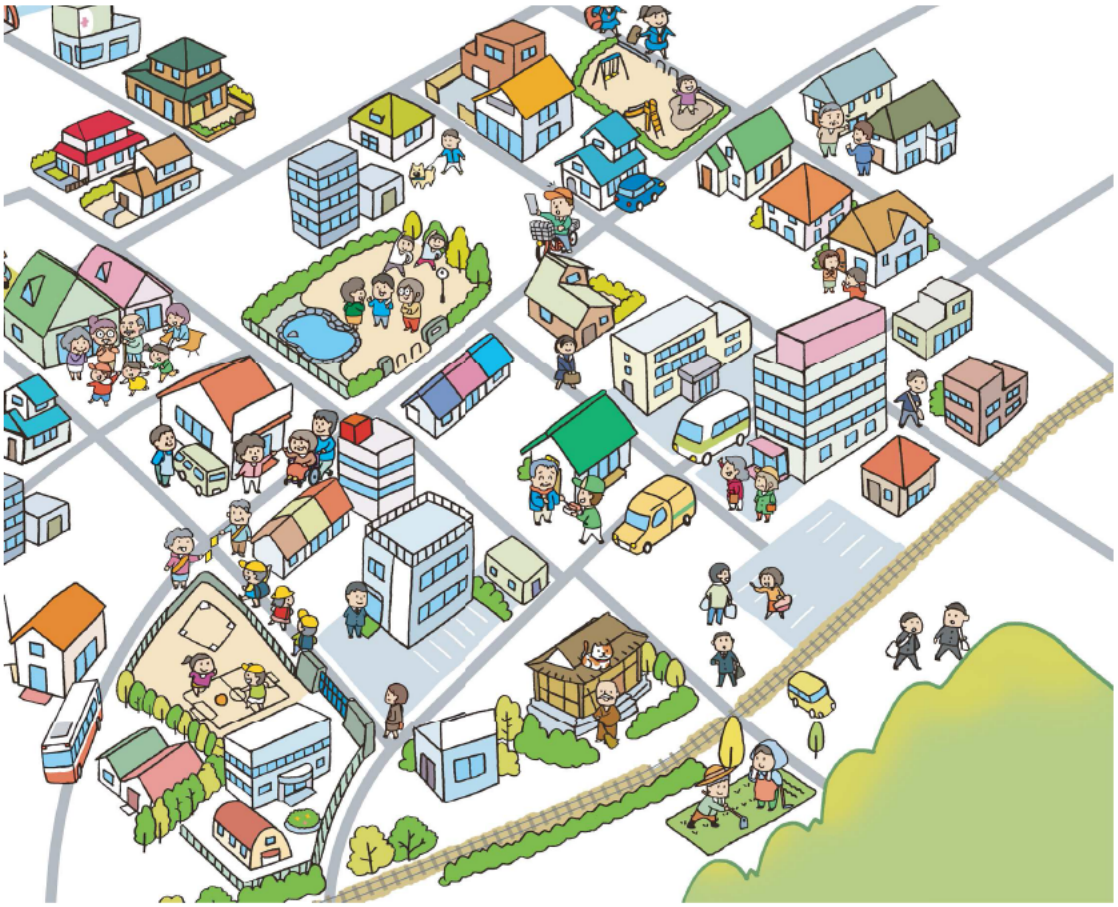

6 こんなことから始めてみませんか？

近所の人にあいさつをする

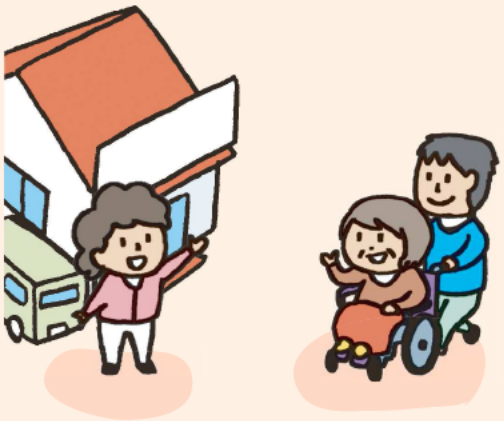

ボランティア活動に参加する

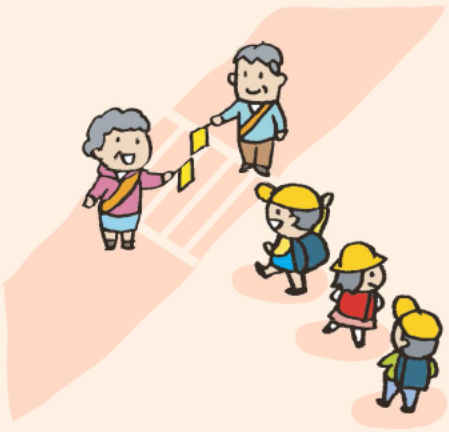

子どもや高齢者の
見守り活動に参加する

町会・自治会の活動に参加する

ふれあい・いきいきサロンに
参加する

自主防災活動に参加する

7 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定する住民活動計画として、地域福祉の推進をめざすものであることから、両計画は「対」をなす計画です。
「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を盛り込み、相互に連携を行います。

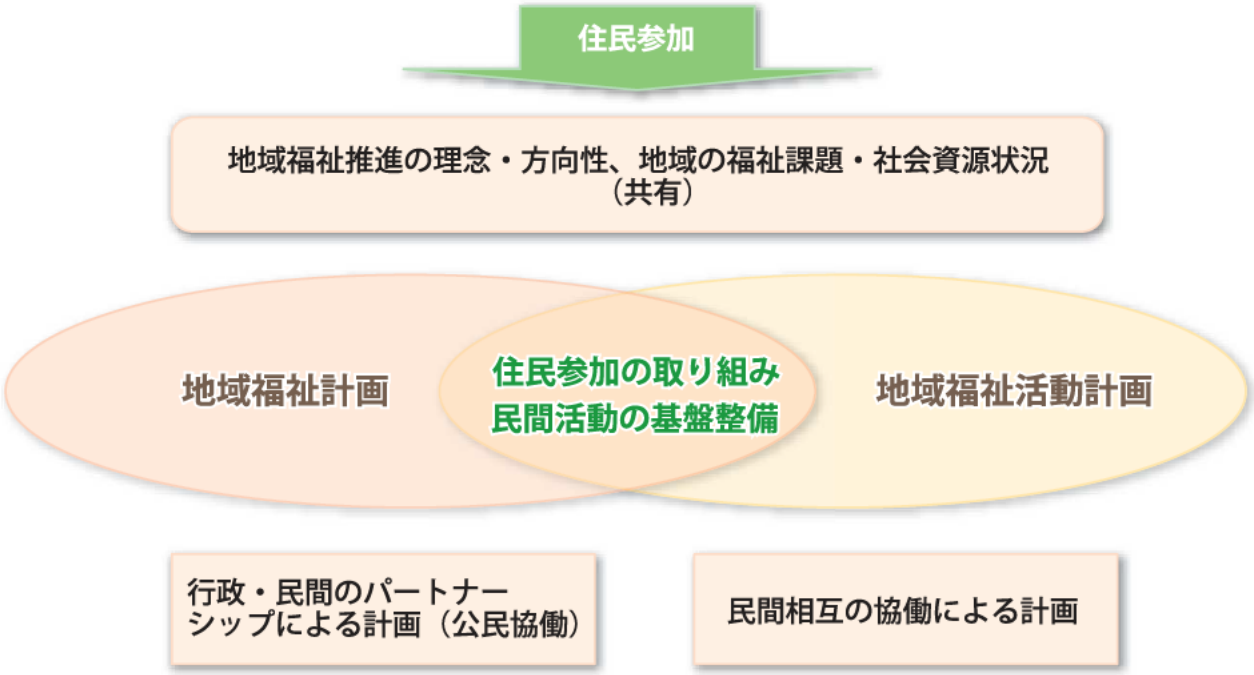

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

前述のように、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる町の地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

計画期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。
ただし、国、府等の動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

第２期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画
平成２８年（２０１６年）３月　発行

太子町　福祉室　福祉グループ
〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
電話 0721-98-5519

社会福祉法人　太子町社会福祉協議会
〒583-0991 大阪府南河内郡太子町大字春日 963 番地 1
太子町立総合福祉センター内
電話 0721-98-1311